特定教育・保育施設における利用定員の設定について（案）

１　子ども・子育て会議の役割について

　　　子ども・子育て支援法第77条の規定により、市町村子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされています。

○ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項（法第31 条第２項）

市町村長が行う「確認」に際して必要となる「利用定員の設定」にあたり、あらかじめ、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

2　利用定員について

　　　利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が施設型給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、１号・２号・３号認定子どもの区分に応じて市町村が行うことになります。

利用定員の設定にあたっては、認可定員の範囲内で設定することが必要であり、認可定員を超えて設定することはできません。

※1　施設型給付とは特定教育・保育施設を通じた共通の給付です。

※2　認可定員とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。教育・保育施設については、大阪府が認可を行います。

3　桃の木台幼稚園・さつき台幼稚園について

　　　本市の桃の木台幼稚園及びさつき台幼稚園（以下「桃の木台幼稚園等」という。）については、現在、新制度の適用を受けない私立幼稚園として運営されています。

新制度の適用を受けない場合は、市町村が大きく関与することがないため、自由度の高い運営をすることができます。一方で、新制度の適用を受ける場合は、市町村が財政支援を行うため、私立であっても市町村の定めた基準等を遵守して運営する必要があります。

桃の木台幼稚園等が令和4年度から新制度の適用を受けるにあたり、以下のとおり利用定員を定める予定です。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 施設の名称 | 認可定員数 | | | | | 利用定員数 | | | | |
| 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
| 0歳 | 1~2歳 | 0歳 | 1~2歳 |
| 1 | 桃の木台幼稚園 | 285 |  |  |  | 285 | 74 |  |  |  | 74 |
| 2 | さつき台幼稚園 | 285 |  |  |  | 285 | 74 |  |  |  | 74 |